

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>第一条（第八条）（略）</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号い ずれかに該当する者とする。</p> <p>一 病院、診療所又は薬局の歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅 療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護 師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士</p> <p>二 病院、診療所又は訪問看護ステーション（指定居宅サービ スの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生 省告示第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。 ）第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション 及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。 以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第六十三条第 一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをい う。）の保健師、看護師及び准看護師</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）</p> <p>第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理 及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要 介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は 歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（ 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条（第八条）（略）</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士 （歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健 師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及 び管理栄養士とする。</p> <p>（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）</p> <p>第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理 及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要 介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は 歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（ 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。</p>

以下同じ。)その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 4 (略)

5 保健師、看護師又は准看護師(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。)

(により行われる居宅療養管理指導は、居宅要介護者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。)

第十条 第十三条 (略)

第十四条 法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 三

四 別に厚生労働大臣が定める診療所(前二号に掲げるものを除く。)

第十五条 第二十二条の七 (略)

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の八 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者は、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。)及び管理栄養士とする。

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第二十二条の九 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要支援者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的

以下同じ。)その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 4 (略)

第十条 第十三条 (略)

第十四条 法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 三

第十五条 第二十二条の七 (略)

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の八 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。)及び管理栄養士とする。

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第二十二条の九 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要支援者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的

管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（当該居宅要支援者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要支援者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2～4 （略）

5 保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）により行われる介護予防居宅療養管理指導は、居宅要支援者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。

第二十二條の十～第二十二條の十三 （略）

（法第八條の第二十項の厚生労働省令で定める施設）

第二十二條の十四 法第八條の第二十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 別に厚生労働大臣が定める診療所（前二号に掲げるものを除く。）

第二十二條の十五～第一百十三條 （略）

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一百十三條の二～第一百十三條の三十九 （略）

第二節 指定居宅サービス事業者

第一百十四條～第一百二十六條の四 （略）

（指定居宅サービス事業者の特例に係る居宅サービスの種類）

第一百二十七條 法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションとする。

管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（当該居宅要支援者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要支援者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2～4 （略）

第二十二條の十～第二十二條の十三 （略）

（法第八條の第二十項の厚生労働省令で定める施設）

第二十二條の十四 法第八條の第二十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一～三 （略）

第二十二條の十五～第一百十三條 （略）

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一百十三條の二～第一百十三條の三十九 （略）

第二節 指定居宅サービス事業者

第一百十四條～第一百二十六條の四 （略）

（指定居宅サービス事業者の特例に係る居宅サービスの種類）

第一百二十七條 法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問看護及び訪問リハビリテーションとする。

第二百二十八条（略）

（指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類）

第四百十条の十五 法第百十五条の十において準用する法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションとする。

第四百十条の十六（略）

附則

第一条（略）

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を行う施設に関する経過措置）

第二条 削除

第二百二十八条（略）

（指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類）

第四百十条の十五 法第百十五条の十において準用する法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護及び介護予防訪問リハビリテーションとする。

第四百十条の十六（略）

附則

第一条（略）

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を行う施設に関する経過措置）

第二条 当分の間、第十四条及び第二十二條の十四中「次のとおり」とあるのは「次に掲げる施設及び別に厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所」と、第二百二十二條第一項第五号中「第四百十二条」とあるのは「附則第五條第一項の規定あるいは指定居宅サービス等基準第四百十二条」と、第四百十条の十第一項第五号中「第八十七條」とあるのは「附則第五條第一項の規定あるいは指定介護予防サービス等基準第八十七條」とする。

第三条（略）

※ 附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（指定居宅サービス事業者に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定による保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設者（この省令の施行の際現に通所リハビリテーションに係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者を除く。）については、施行日に、当該病院等により行われる通所リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が施行

日の前日までに、次の事項を記載した申出書を当該申し出に係る保険医療機関の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行う別段の申し出を行ったとき又はその指定の事前に法第七十七条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により法第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。

一 当該申出に係る保険医療機関の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

二 当該申出に係る居宅サービスの種類

三 前号に係る居宅サービスについて指定居宅サービス事業者とみなされる者に係る法第四十一条第一項本文の指定を不要とする旨

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関の指定の取り消しがあったときは、その効力を失う。

3 この省令の施行の際現に通所リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者に係る前二項の規定の適用については、第一項の規定中「施行日」とあるのは、「法第七十条の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日」とする。

4 この省令の施行の際現に介護予防通所リハビリテーションに係る法第五十三条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者については、前三項の規定を準用する。